

被扶養者の認定状況の確認を実施いたします

今年も被扶養者の認定状況の確認を実施いたします。

被扶養者を有する被保険者の皆さまに「被扶養者現況届」を11月上旬に事業主を通じて配付いたします。

お手元に届きましたら、記載内容を確認のうえ、必要事項を記入し、期日までに事業主を通じてご提出ください。



1 認定状況の確認の対象となる方

当健保組合の被扶養者が対象となります。

中学生以下は
対象外

ただし、次に該当する方を除きます。

- ①令和6年4月1日以降に被扶養者の認定を受けた方 ②平成21年4月2日以降に生まれた方(中学生以下)
なお、すべての被扶養者が上記に該当する場合は、「被扶養者現況届」は送付いたしません。

2 収入に関する証明書の簡略化

添付書類を一部簡略にいたします。

- ①15歳以上の昼間の学生(高校生・大学生・大学院生・専門学生)は、職業の欄に「高校〇年生」「大学〇年生」などと記入することによって、収入に関する証明は必要ありません。
②所得税法により規定されている控除対象配偶者・扶養親族となっている場合(パート・フリーター・年金収入者)は、年収欄に収入額を記入することで証明書の添付を省略することができます。ただし、非課税対象となる収入(遺族年金、障害年金、傷病手当金、失業給付金など)がある場合には、その支給額のわかる書類を添付していただく場合もございます。

資格喪失された方は、 速やかに保険証をご返却ください



会社を退職した場合や、ご家族が扶養家族から外れる等により健康保険の加入資格を喪失する場合は、資格喪失した日以降その保険証は使用できません。資格喪失された方は速やかに事業所担当者様に返却していただくようお願いいたします。

資格喪失後の無資格
受診が多発しております。
無資格受診の発生防止に
ご協力をお願い
いたします。

短時間労働者の社会保険の加入要件が 拡大されます

現在

従業員数101人以上の
企業等



令和6年10月～

従業員数51人以上の
企業等

法改正に伴い、令和6年10月からは、従業員51人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。

ご家族(被扶養者)がパート先等で新たに被保険者となった場合は、被扶養者から外す手続きが必要です。「被扶養者(異動)届」に「保険証」を添えて当健保組合に届け出てください。

